

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2019 年 12 月 27 日
【発行者の名称】	株式会社碧 (HEKI Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 奥間 弘子
【本店の所在の場所】	沖縄県那覇市東町 19 番 25 号
【電話番号】	098-863-1533
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画部長 又吉 日登志
【担当 J - A d v i s e r の名称】	宝印刷株式会社
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堆 誠一郎
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目 28 番 8 号
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社碧 http://www.heki.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第34【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 16 期	第 17 期	第 18 期
決算年月	2017 年 9 月	2018 年 9 月	2019 年 9 月
売上高 (千円)	1, 097, 009	1, 017, 342	903, 083
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	142, 049	52, 986	△27, 962
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	83, 994	3, 862	△100, 743
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	55, 000	55, 000	55, 000
発行済株式総数 (株)	590, 000	590, 000	590, 000
純資産額 (千円)	504, 712	508, 575	407, 831
総資産額 (千円)	1, 471, 859	1, 376, 542	1, 188, 535
1 株当たり純資産額 (円)	855. 44	861. 99	691. 24
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額 (△) (円)	142. 36	6. 55	△170. 75
潜在株式調整後 1 株当たり当期純 利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	34. 3	37. 0	34. 3
自己資本利益率 (%)	18. 2	0. 8	—
株価収益率 (倍)	7. 0	175. 6	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	135, 949	37, 057	△14, 763
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	5, 900	△10, 143	△7, 141
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△63, 219	△63, 623	△62, 477
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	346, 744	310, 034	225, 651
従業員数 (名) 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	85 〔12〕	79 〔15〕	76 〔28〕

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
3. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
6. 第16期、第17期及び第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
7. 第18期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
8. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

2 【沿革】

1999 年 6 月に当社の原点である鉄板焼ステーキレストラン「碧」 久茂地店は、沖縄県那覇市に開店いたしました。経営体系としましては 2001 年 10 月の有限会社碧への法人化を経て、2005 年 9 月に株式会社碧へ組織変更いたしました。

他業態の店舗としましては、2004 年 8 月、沖縄県那覇市久茂地におきなわ赤鶏とあぐーのお店「とりひろ」 及び 2015 年 7 月、沖縄県那覇市東町にしゃぶしゃぶの専門店「紺」を開店いたしました。

沖縄県外への進出としましては、2010 年 9 月に鉄板焼ステーキレストラン「碧」銀座三越店及び 2013 年 4 月に東京都中央区京橋におきなわ赤鶏とあぐーのお店「とりひろ京橋店」並びに大阪府大阪市北区に鉄板焼ステーキレストラン「碧」うめきた店を開店いたしました。

当社は、2013 年 6 月 4 日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場いたしました。

2015 年 6 月には、沖縄県那覇市東町に人材育成の拠点となる研修所を備えた新本社社屋（新規出店、本社事務所移転を含む）を建築いたしました。

年月	概要
1999 年 6 月	沖縄県那覇市久茂地に鉄板焼ステーキレストラン「碧」を開業
2001 年 10 月	沖縄県那覇市にて有限会社碧(出資金 600 万円)を設立
2002 年 7 月	沖縄県那覇市牧志に鉄板焼ステーキレストラン「碧」国際通り三越前店開店
2003 年 9 月	出資金を 1,200 万円に増資
2004 年 8 月	沖縄県那覇市牧志にとりひろ久茂地小学校前店開店
2004 年 8 月	出資金を 3,000 万円に増資
2005 年 9 月	株式会社碧に組織変更
2005 年 12 月	沖縄県那覇市松尾に鉄板焼ステーキレストラン「碧」国際通り松尾店開店
2006 年 5 月	グリーンシート市場に株式を登録
2006 年 7 月	資本金を 5,500 万円に増資
2006 年 9 月	沖縄県那覇市松山に本社移転
2006 年 9 月	沖縄県那覇市松山におきなわ赤鶏とあぐーのお店「とりひろ」那覇松山店開店(久茂地小学校前店移転)
2007 年 5 月	沖縄県那覇市おもろまちに鉄板焼ステーキレストラン「碧」おもろまち店開店
2007 年 5 月	土地収用のため、鉄板焼ステーキレストラン「碧」国際通り三越前店移転
2008 年 7 月	沖縄県那覇市牧志におきなわ赤鶏とあぐーのお店「とりひろ」国際通り三越前店開店
2010 年 1 月	おきなわ赤鶏とあぐーのお店「とりひろ」国際通り三越前店閉店
2010 年 8 月	鉄板焼ステーキレストラン「碧」久茂地店閉店
2010 年 9 月	鉄板焼ステーキレストラン「碧」銀座三越店開店
2013 年 2 月	グリーンシート市場登録取り消し
2013 年 4 月	東京都中央区京橋におきなわ赤鶏とあぐーのお店「とりひろ」京橋店を開店
2013 年 4 月	大阪府大阪市北区に鉄板焼ステーキレストラン「碧」うめきた店を開店
2013 年 6 月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場
2013 年 11 月	本社機能の充実及び社員研修施設の拡充並びに新規出店を目的に新本社社屋建設用土地を取得
2014 年 6 月	鉄板焼ステーキレストラン「碧」国際通り三越前店を国際通り牧志店へ店名変更
2015 年 3 月	おきなわ赤鶏とあぐーのお店「とりひろ」京橋店をしゃぶしゃぶの専門店「紺」へ店名変更
2015 年 6 月	沖縄県那覇市東町に新本社屋完成
2015 年 7 月	沖縄県那覇市東町に鉄板焼ステーキレストラン「碧」東町本店及びしゃぶしゃぶの専門店「紺」東町本店を開店
2016 年 4 月	しゃぶしゃぶの専門店「紺」京橋店閉店
2019 年 7 月	鉄板焼ステーキレストラン「碧」おもろまち店閉店
2019 年 7 月	しゃぶしゃぶの専門店「紺」おもろまち店開店
2019 年 10 月	鉄板焼ステーキレストラン「碧」国際通り牧志店閉店

3 【事業の内容】

当社は「お客さまに満足感をご提供する」ことを企業理念に掲げ、沖縄県産和牛、沖縄県久米島産の赤鶏、あぐー豚、沖縄野菜（島野菜）等の沖縄の食材を生かしたレストラン事業を行っております。現在、鉄板焼ステーキレストラン「碧」、しゃぶしゃぶの専門店「紺」及びおきなわ赤鶏とあぐーのお店「とりひろ」の3業態の店舗を運営しており、店舗数は碧4店舗（沖縄2店舗、東京1店舗、大阪1店舗）、紺2店舗（沖縄2店舗）、とりひろ1店舗（沖縄1店舗）となっております。

しゃぶしゃぶの専門店「紺」事業部に関しましては、本社新社屋1階の新規店舗開店に伴い、鉄板焼ステーキレストラン「碧」の単一店開店ではなく、相乗効果をねらい碧同格の商品、雰囲気・意匠をもって、企業理念である「お客様に満足感をご提供」出来る事業部として新設いたしました。

当社は食肉を提供するレストラン事業としてセグメント情報につきましては分類しないで表示しておりますが、店舗運営の特徴について記載いたします。

鉄板焼ステーキレストラン「碧」、しゃぶしゃぶの専門店「紺」及びおきなわ赤鶏とあぐーのお店「とりひろ」の概要は以下のとおりであります。

株式会社  heki



鉄板焼ステーキレストラン  heki



しゃぶしゃぶ  kou



おきなわ赤鶏とあぐーのお店
TORIHIRO




(1) 鉄板焼ステーキレストラン「碧」

当社主力の店舗形態である鉄板焼ステーキレストラン「碧」は、女性スタッフのみで店舗運営を行っております。明るくカジュアルな店舗で、沖縄県産和牛や沖縄県産季節野菜の素材の良さ・美味しさとお客さまとの対話を重視した、きめ細やかな心配りによるサービスの提供を追求しております。

当社は以下のコンセプトにより碧の出店・店舗運営を行っております。

① 商品

沖縄県産和牛、沖縄県産季節野菜、沖縄豚中身の澄まし汁等の沖縄の素材を生かした商品をご提供します。
※中身とは豚の内臓を指し、中身の澄まし汁はそれら（腸、胃）を具にした吸物であります。

② 接客

顧客との双方向の会話を重視し、女性シェフによるきめ細やかな心配りによるホスピタリティを追究いたしております。

③ 鉄板焼

女性シェフが双方向の会話を交えつつ顧客の前で調理することにより、お客さまに臨場感と豪華さを味わって頂きます。

④ 立地

沖縄では、観光客で賑わう「国際通り」に出店しております。また東京では「銀座三越店」、大阪では梅田の「グランフロント大阪」に出店しております。当社は出店に際しての立地条件として「非日常・ステータス性」を重視しており、このことにより、ご来店頂いた顧客に満足感をご提供するように努めております。

⑤ 客単価

客単価のボリュームゾーンは 6,000 円～13,000 円ですが、女性シェフによるきめ細かいサービスによりホスピタリティを徹底して追求し、価格を上回る価値を創造することにより顧客に満足感をご提供いたします。

⑥ 雰囲気・意匠

店舗は外装・内装とも明るくカジュアルでありながら高級感があり、客席はゆとりあるスペースを確保できるよう努めております。また使用する陶器は琉球焼物・グラスは琉球ガラスとすることにより、非日常感を演出しております。

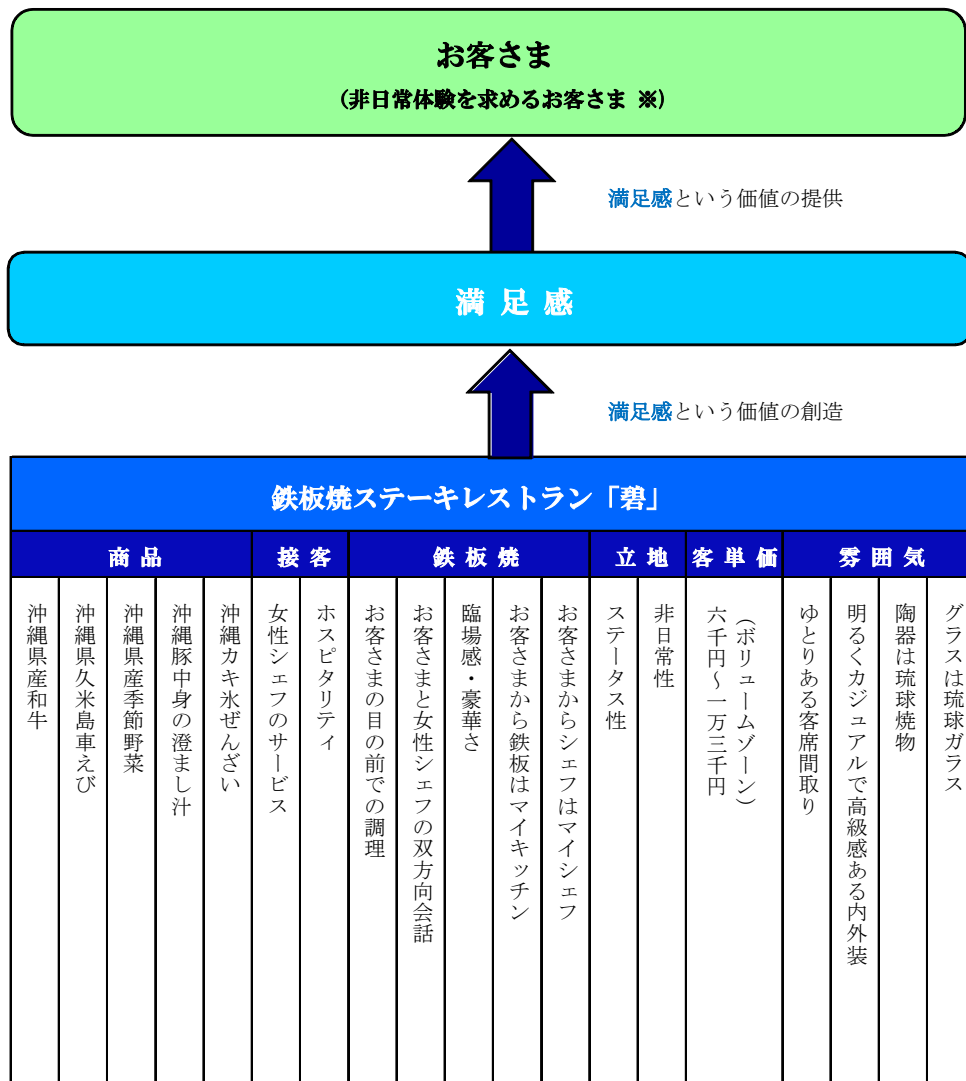


洗練された女性シェフ



沖縄野菜をふんだんに使用したコース料理

鉄板焼ステーキレストラン「碧」のコンセプトは以下のとおりであります。



※「非日常体験を求めるお客さま」の具体例としましては、旅行、誕生日、観光、商用、出張、接待、会食、デート、お祝い、臨時収入等の機会に来店されるお客さまを想定しております。



琉球ガラスと琉球焼物



沖縄県産季節野菜

(2) しゃぶしゃぶの専門店「紺」

しゃぶしゃぶの専門店「紺」事業部では、沖縄県産和牛、沖縄県産あぐー豚、久米島赤鶏と沖縄の季節野菜のしゃぶしゃぶ料理がご堪能頂けます。オープンカウンター席が特徴の、木目調を主体とした温かみある店内での洗練されたおもてなしは、お客様のあらゆるシーンを上品に彩ります。こだわり抜いた食材で作られる料理の「美味しさ」と細やかで洗練された「おもてなし」で企業理念の「お客さまに満足感をご提供する」ことを徹底しております。

① 商品

沖縄県産の貴重なブランド肉、おきなわ和牛・あぐー豚、久米島赤鶏をしゃぶしゃぶとしてご提供しています。

● おきなわ和牛

「おきなわ和牛」とは黒毛和種の中で、沖縄県内のみで生産、飼育された和牛のことをいいます。温暖な気候の下、豊富なミネラルを含んだ土壌で年間5回（本土は年間1～2回）は刈取りのできる新鮮な牧草を食べて育った牛は、病気やストレスも少なく健康で美味しい肉牛へ成長します。JA おきなわによる「おきなわ和牛」の定義は以下のとおりであります。

1. 沖縄生まれの沖縄育ちであること。
2. 飼育生産におけるトレーサビリティ（生産履歴）及び生産環境・衛生管理が充実していること。
3. 豊富なミネラルを含んだ土壌で育まれた、良質の粗肥料を豊富に与え地元繁殖農家が育てた子牛を導入していること。
4. 「安心・安全・安定」を消費者に提供できるよう生産マニュアル遵守の指導がされていること。
5. 肉質のきめ・肉色を改善するために牛農家が愛情と時間をかけて健やかに育てていること。

● あぐー豚

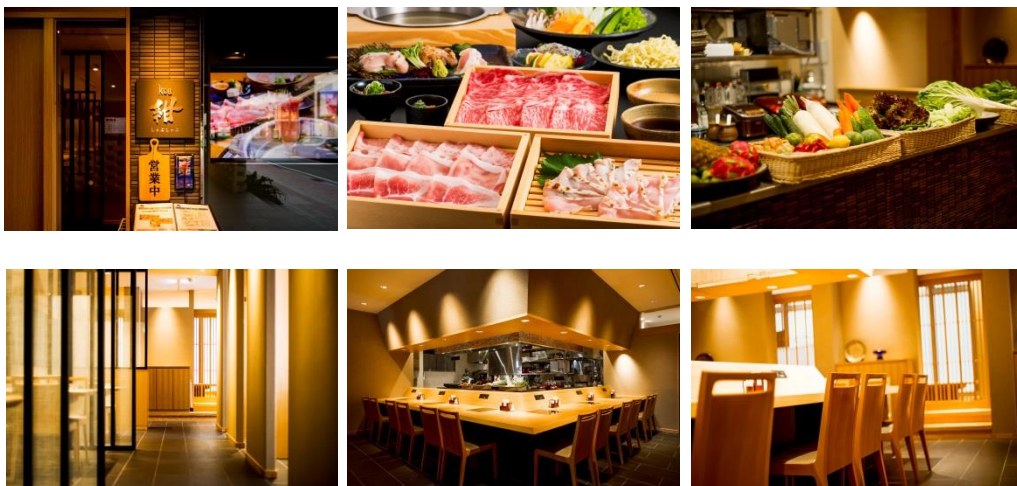
一般の豚肉と比べ、あぐー豚の肉質は霜降り肉で非常に柔らかく、脂に甘みや旨みがあるという特徴があります。一般の豚肉に比べコレステロール値は約1/4と低くヘルシーで、旨み成分のグルタミン酸を2倍も多く含んでいるのも特徴です。

● 久米島赤鶏

「生」でお召し上がりいただける新鮮な肉質、愛情をかけて育てられた鶏肉は噛むほどにジューシーでまろやかなうま味をご堪能いただけます。一羽まるごと仕入れ、鶏肉の部位ごとに合うお料理をご提供しています。

② 雰囲気・意匠

店内は木の温かみ溢れる落ち着いた内観にゆったりとした広めのカウンター席となっており、鉄板焼ステーキレストラン「碧」同様「手の届く非日常」感を演出しています。ご家族での特別なひと時、ご友人との歓談の場として、ご接待のお席にもご活用頂けるよう、お客さまのあらゆるシーンに満足感をご提供いたします。



(3) おきなわ赤鶏（久米島赤鶏）とあぐーのお店「とりひろ」

とりひろ事業部の特徴は沖縄県久米島産の赤鶏を丸ごと仕入れ、熟練の料理人が腕を振るう繊細な創作料理をご提供していることです。「生」でも食せる新鮮な久米島赤鶏と、肉質が非常に柔らかく臭みのないヘルシーな琉球島豚、旬の沖縄野菜をふんだんに使用した創作料理を楽しめる、落ち着いた食空間となっております。とりひろ開業時より一貫して守りぬいてきた「素材へのこだわり」を追求し、「お客さまに満足感をご提供する」という企業理念を遂行しております。

① 素材へのこだわり

とりひろでは「素材へのこだわり」を重視しております。主な素材として「久米島赤鶏」及び沖縄在来豚である「あぐー」を使用しております。

② おきなわ赤鶏（久米島赤鶏）

久米島赤鶏は久米島赤鶏牧場の山城和満氏によりブランド管理されており、山城氏によると以下のような飼育条件及び特徴を有するとされております。

- 赤鶏（国産鶏）は従来のブロイラーと違い、「種鶏、原種鶏、までを国内で再生産できる鶏を飼育する」という目的で開発されております。これまで海外で開発されてきた鶏とは異なる日本人のニーズに合わせた鶏肉と海外での鶏インフルエンザ発生などに影響されない「安全」な鶏を生産することが可能となっております。
- 赤鶏を飼育していく上でのこだわりとして久米島赤鶏牧場では、鶏に対するストレスを避けるため鶏舎での密飼いをやめ、なるべく広い環境で80～100日間飼育しています。
- 普通の鶏が約60日で出荷されるのに対して飼育期間が長くなっておりませんが、これは鶏肉自体の「旨み」と「締まり」を出すためです。月桃やウコン等独自の配合飼料に加えて泡盛の酒粕を混合しています。これにより鶏肉に「まるやかさ」が加わったと考えられます。

③ あぐー豚

「あぐー」はJAおきなわによってブランドが管理されており、JAおきなわは、1996年12月に「あぐー」の商標権を取得し、JAおきなわ銘柄豚推進協議会が策定した品種基準を充たした高級な県産豚肉の統一ブランド名として使用しています。JAおきなわによると「あぐー」の定義と特徴は以下のとおりであります。

食用豚肉としてひらがなで表記される「あぐー」の定義は、琉球在来豚「アグー」の血液（オス方）を50%以上有することで、「アグー」豚を交配して生産された豚肉を「あぐー」と呼びます。一般的な豚肉と比べて、さっぱりとした脂肪の旨みやまるやかな食感で人気の豚肉です。



久米島赤鶏仕込み風景



久米島赤鶏 鶏白湯コース料理

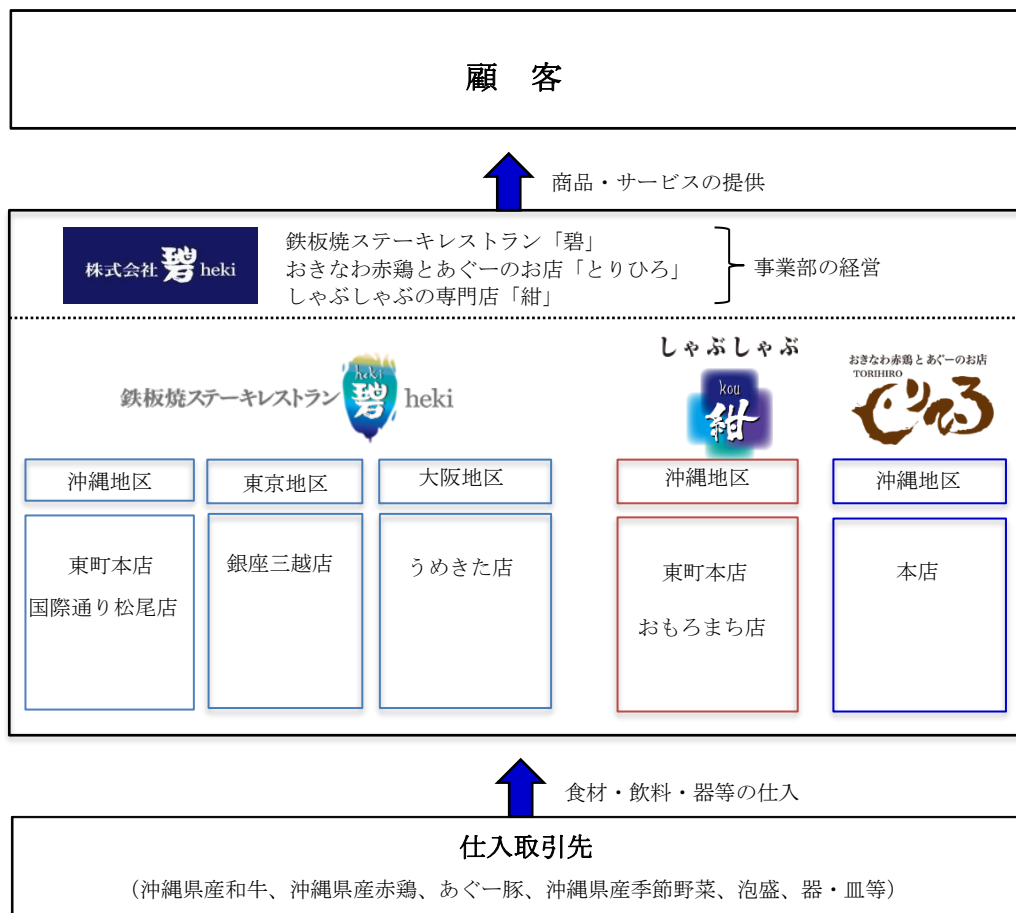


あぐー豚のしゃぶしゃぶ鍋



あぐー豚の岩石炙り焼き

(4) 事業系統図



※沖縄県産和牛の生産地は主に、石垣市、宮古市、国頭村、うるま市であります。沖縄県産赤鶏の生産地は久米島であります。あぐー豚の生産地は名護市であります。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2019年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
76 [28]	26.6	4.7	3,001

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
4. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いています。
5. 当社は、レストラン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
6. 2019年4月1日に社員10名が新規に入社いたしました。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用環境の改善を背景に景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、米中貿易摩擦の激化による世界経済の減速懸念や中国経済の先行き、中東情勢の緊迫化など、景気の先行きについては不透明な状況が続いております。

外食業界におきましても、人手不足を背景とした人件費の高騰や原材料費の高騰、業種・業態を超えた競争の激化、消費者ニーズの多様化と根強い節約志向など、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような経営環境のもと、当社では、店舗運営における食品素材へのこだわり、社員教育の徹底等により企業理念でもある「お客さまに満足感をご提供する」ことに努めたものの、人材不足から鉄板焼ステーキレストラン「碧」国際通り牧志店の閉店を行なうこととなり、来店客数は減少しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は 903,083 千円と前期に比べ 114,258 千円（11.2%）の減収で、営業損失は 23,674 千円と前期に比べ 83,706 千円の減益、経常損失は 27,962 千円と前期に比べ 80,948 千円の減益、当期純損失は 100,743 千円と前期に比べ 104,606 千円の減益となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比較して 84,383 千円減少し、225,651 千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は 14,763 千円となりました。これは主に税引前当期純損失 50,904 千円を計上したことのほか、減価償却費 35,713 千円、固定資産除却損 24,640 千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は 7,141 千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出 6,899 千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は 62,477 千円となりました。これは主に長期借入金の返済による支出 60,000 千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当事業年度における生産実績を示すと、次のとおりであります。

業態の名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
レ ス ト ラ ン 事 業	479,381	93.9
合計	479,381	93.9

(注) 1 金額は、製造原価によっております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 仕入実績

当事業年度における仕入実績を示すと、次のとおりであります。

業態の名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
レ ス ト ラ ン 事 業	31,767	86.7
合計	31,767	86.7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当社は、受注と役務提供がほぼ同時であるため、受注残高管理は行っておりません。

(4) 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

業態の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
レ ス ト ラ ン 事 業	903,083	88.8
合計	903,083	88.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「お客さまに満足感をご提供する」ことを企業理念とし、その実現のため沖縄県産の和牛、沖縄県産の赤鶏、あぐー豚などの沖縄の素材を生かしたレストラン事業を行っております。事業形態といたしましては、鉄板焼ステーキレストラン「碧」、しゃぶしゃぶの専門店「紺」及びおきなわ赤鶏とあぐーのお店「とりひろ」の3業態であります。

当社の主力となる店舗形態である「碧」は、女性スタッフのみで店舗運営を行っております。明るくカジュアルな店舗で、沖縄県産和牛や沖縄県産季節野菜の素材の良さ・美味しさとお客さまとの対話を重視した、きめ細やかな心配りによるサービスの提供を追求しております。また、碧の店舗スタッフのみならず、その他の役職員一同をもって企業理念である「お客さまに満足感をご提供する」ことの実践を徹底しております。

「紺」におきましては、しゃぶしゃぶの専門店として、上品で落ち着きのある店内において、沖縄県産和牛、あぐー豚、久米島赤鶏をメインとし、沖縄の季節野菜をあわせたお料理を楽しんでいただくことができ、企業理念である「お客さまに満足感をご提供する」ことの実践を徹底しております。

また、「とりひろ」におきましても、新鮮な沖縄県産の赤鶏を一羽丸ごと仕入れ、熟練した料理人が腕を振るう創作料理でお客さまをお迎えすることにより、企業理念である「お客さまに満足感をご提供する」ことの実践を徹底しております。

(2) 目標とする経営指標

当社が重要視している経営指標は、売上高・営業利益・営業利益率であります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当社が企業理念として掲げる「お客さまに満足感をご提供する」を追求するには、社員教育を高めて、より多くのお客さまをお迎えすることにより、さらに進化するものと考えております。そのためには、インバウンド対策を講じながら社員一人ひとりの能力を向上させることが重要と考えており、以下の課題に取り組み、事業の拡大に努めてまいります。

① 人材確保及び定着率の向上について

当社は、ホスピタリティ(おもてなしの心)のある接客を常に追求しており、人材の確保とその育成は特に注力すべき課題と認識しております。より効果的な採用活動を行うため、新卒採用を継続するとともに、中途採用も積極的に行うことにより優秀な人材の確保に努めてまいります。

また、当社は、将来の多店舗展開を見据えて、新たな店長候補、リーダー候補を育成することが重要な課題であると認識しております。新規採用はもちろんのこと、採用した人材の定着率をいかに高めていくかについても重要な課題のひとつであります。

② マネジメント力の強化について

当社は、より収益性の高いビジネスモデルを構築すべく研究を重ねております。具体的には、各店長による店舗マネジメント力を強化し、現場における管理可能項目を絞り込み、来店客数を増やす努力と併せ適正なコストによる効率的な店舗運営を目指しております。

③ 食の安全・安心の確保について

当社は、食の事業に携わる企業として、提供する食の安全性を確保し、お客さまに安心してご利用いただけることを何よりも優先しなければならない重要事項と位置付けております。そのため、これまで以上に品質管理の徹底を図るとともに、適時品質基準の見直しを実施するなど、食の安全・安心の確保に努めてまいります。

④ 食材調達ルートの拡充について

当社は、より安心で安全な食材をお客さまに提供できるよう、細心の注意をはらって最適な食材調達ルートの確保に努めております。今後ともさらに確実性を担保するため、既存仕入先との関係強化、新規仕入先の開拓及び確保並びに自社内での供給体制の確立といった計画も進めていく所存であります。

⑤ インバウンド対策について

当社は、増加の著しい国外からの観光客の獲得を積極的に進めてまいります。そのため、当社ウェブサイトの使用言語を多言語化し、世界への情報発信を強化するとともに、外国人スタッフを積極的に採用するなど国際的な顧客開拓を進めてまいります。

4 【事業等のリスク】

以下には、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、事業上のリスクとして具体化する可能性は必ずしも高くはないと見られる事項を含め、投資家の投資判断上重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。

当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の予防及び発生の際の対応に努力する方針ですが、本株式に関する投資判断は、本項目以外の記載内容もあわせて以下の記載事項を慎重に検討の上、行われる必要があると考えられます。

なお、以下の本項記載の将来に関する事項は、公表日（2019 年 12 月 27 日）現在において当社が判断したものであります。

（1）食材の品質管理について

近年、食品業界におきましては、消費者の食品の品質、安全性に対する関心は一層高まっております。

当社では、食品の安全性確保と食品事故の未然防止を図るため、各店舗で厳正な食材の取扱い及び衛生管理を実施するとともに、店舗責任者を中心に清潔な店作りにも注力しております。また、品質管理を重視した安全基準の強化や食材履歴のトレーサビリティの確保にも努めております。しかしながら、食品衛生の問題は食品業界にとって不可避な課題であり、社会環境の中での衛生問題や社会全般にわたる品質問題等、上記取り組みの範囲を超えた事象が発生した場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（2）食材調達について

① 偽装表示について

外食業界におきましては、一部企業の産地偽装や賞味期限の改ざんが発生する等、食の安全性や信頼性に消費者の信用を失う事件が発生しております。当社はトレーサビリティが確保されているなど信頼が確保された納入業者から仕入を行うことで適正な商品表示に努めております。しかしながら表示内容に重大な誤り等が発生した場合、社会的信用の低下により来客数が減少し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 特定の取引先への依存について

当社は、主要食材である牛肉類を沖縄エリアでは株式会社ミーティッジ、東京エリアでは株式会社ミートコンパニオンから仕入れており、2019 年 9 月期において株式会社ミーティッジは沖縄エリア仕入高全体の 55.7%、株式会社ミートコンパニオンは東京エリア仕入高全体の 69.6%を占めております。これは、沖縄県産和牛の取引量確保及び食の安心・安全確保のため食材の仕入先を厳選したものであります。

今後も安定的な供給を確保するため、仕入先との協業・業務提携等を検討しておりますが、何らかの要因により仕入先との取引が継続できなくなった場合は、当社の業績や事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

③ 天災・天候不順について

天候不順で農作物が不作という状況になった場合には、仕入価格への影響や必要数量確保への影響が考えられ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

（3）人材の確保について

現在、店舗運営を充実させるために当社では正社員のリクルート活動に注力しております。しかしながら、リクルート活動の成果が計画どおり進捗しなかった場合、店舗運営に支障をきたし、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、パートタイマーを確保することが難しく、採用が思うように進捗しなかった場合も同様に、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 人材の育成について

当社の主力業態である鉄板焼ステーキレストラン「碧」では、対面調理による高品質なサービスを消費者に提供することに努め、他社との差別化を図っております。そのため、一定以上の「調理技術」、「接客力」、及び店舗運営のための「管理能力」を備えた店舗責任者並びに従業員の育成が必要不可欠になります。また当社は社員の教育について業務に関する教育はもとより、モラル面、特に遵法精神等についても教育しておりますが、万一社会的な不祥事を引き起こしてしまった場合、当社の社会的信用が大きく損なわれ来店客数の減少となり、その結果当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 小規模組織であることについて

当社は、2019年9月30日現在、取締役5名、監査役1名、従業員76名と組織が小さく、内部管理体制もこのような組織の規模に応じたものとなっております。また、小規模な組織であるため、業務を特定の個人に依存している場合があります。今後、さらなる権限の委譲や業務の定型化、代替人員の確保などを行う予定ですが、特定の役職員の社外流出などにより、一時的に当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(6) 法的規制について

① 食品衛生法について

当社が業とする外食産業については食品衛生法に基づき都道府県知事より飲食店営業許可を取得しております。そのため、食品衛生法の規定に違反した場合、食品等の廃棄処分、営業許可の取り消し、営業の禁止、一定期間の営業停止等の処分を命じられることがあります。

現時点において、上記処分の対象となるような事由は発生しておりません。また各店舗で厳正な食材の取扱い及び衛生管理を実施するとともに、店舗責任者を中心に清潔な店作りに注力しておりますが、今後食中毒等の事故が発生した場合は、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 道路交通法（酒気帯び運転等の禁止）について

飲酒運転が社会問題化しており、酒類提供飲食店等に対する目線もさらに厳しいものとなっております。当社店舗では、自動車による来店客への代行運転業者の紹介及び店頭での告知や、店舗従業員に対する教育の徹底に取り組んでおりますが、今後飲酒運転や酒類提供に対する法的規制が更に強化された場合、さらなる対策強化のための費用負担増加及び酒類の売上減少等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 外食業界の業界環境について

当社の属する外食業界は、既に成熟した業界であり、市場規模の拡大は見込めない傾向にあります。また、外食業界は景気動向の影響を受けやすく、景気動向によっては業績が大きく左右されることが考えられます。さらに当該業界には、現在参入障壁と言えるものが存在しておりません。

当社といたしましては、使用する食材へのこだわり、ホスピタリティ溢れるサービスの提供等による「お客さまに満足感をご提供する」という企業理念を徹底して実践し、他社との差別化を図り、景気変動や他社との競争に左右されにくい企業運営を行う方針であります。しかし、景気が悪化した場合や当社と同様のコンセプトを持つ競合他社が出現するなど、競争が激化した場合、当社の今後の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 特定の経営者への依存について

当社の事業は、代表取締役奥間弘子の経営能力、企画力、人的ネットワークに大きく依存しております。今後、同人に依存しない組織体制を確立していく計画ですが、代表取締役奥間弘子が退任等の何らかの理由により経営から退いた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、発行者情報公表日現在において、代表取締役奥間弘子は当社の発行済株式総数の45.7%を所有する筆頭株主であります。

(9) インターネット等による風評被害について

ソーシャルメディアの急激な普及に伴い、インターネット上の書き込みなどによる風評被害が発生・拡散した場合、その内容の正確性に関わらず、当社の業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下「J-Adviser 契約」という。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下「同社」という。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は J-Adviser 契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 113 条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社(以下「甲」という。)において下記の事象が発生した場合には、宝印刷株式会社(以下「乙」という。)は J-Adviser 契約を即日無催告解除することができるものと定められております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後 1 年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。)において、1 年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日(当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2 年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第 2 条第 16 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第 52 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2 年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
 - ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合
当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
 - ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- (b) 本条柱書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
- ② 銀行取引の停止
- 甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合
- ③ 破産手続、再生手続又は更生手続
- 甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
 - b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合
甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
 - c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則としてJ-Adviser契約の解除は行わないものとする。
- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を償却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合

その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前 (休業日を除外する。) の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会 (普通出資者総会を含む。) の決議についての書面による報告を受けた日 (当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議 (委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。) についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合 (前項第 2 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。) は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの (イ：非上場会社を完全子会社とする株式交換、ロ：会社分割による非上場会社からの事業の承継、ハ：非上場会社からの事業の譲受け、ニ：会社分割による他の者への事業の承継、ホ：他の者への事業の譲渡、ヘ：非上場会社との業務上の提携、ト：第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、チ：その他非上場会社の吸収合併又はこれらイからトまでと同等の効果をもたらすと認められる行為) で定める行為 (以下本号において「吸収合併等」をいう。) を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主 (甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接的に保有する者) が異動した場合 (当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む) において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨 (天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。) が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑭ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策 (以下「ライツプラン」という。) のうち、行使価額が株式の時価よりも著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入 (実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。))。

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役会の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株式総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株式総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d TOKYO PRO Market に上場している株式について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑮ 全部取得
甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑯ 反社会的勢力の関与
甲が、反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑰ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

- （１）甲または乙が、J-Adviser 契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他 J-Adviser 契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは J-Adviser 契約を解除することができる。
- （２）前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により J-Adviser 契約期間中いつでも J-Adviser 契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1 カ月前に書面で通知することにより J-Adviser 契約を解除することができる。
- （３）J-Adviser 契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め J-Adviser 契約を解除する旨を東証に通知する。

なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解除につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、公表日（2019年12月27日）現在において当社が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

（流動資産）

流動資産は前事業年度と比較して 91,709 千円（23.9%）減少し 291,496 千円となりました。これは主に、現金及び預金の減少 84,383 千円、売掛金の減少 3,212 千円、預け金の減少 3,119 千円、原材料及び貯蔵品の増加 1,306 千円によるものであります。

（固定資産）

固定資産は前事業年度と比較して 96,296 千円（9.7%）減少し 897,039 千円となりました。これは主に、繰延税金資産の減少 49,251 千円、減価償却費及び除却による建物の減少 47,652 千円、工具、器具及び備品の減少 2,605 千円、車両運搬具の減少 1,821 千円、保険積立金の増加 9,048 千円などによるものであります。

（流動負債）

流動負債は前事業年度と比較して 19,795 千円（12.5%）減少し 139,095 千円となりました。これは主に、買掛金の減少 5,227 千円、未払金の減少 3,039 千円、未払消費税等の減少 2,376 千円、賞与引当金の減少 2,352 千円、未払費用の減少 1,785 千円、1年以内返済リース債務の減少 1,103 千円などによるものであります。

（固定負債）

固定負債は前事業年度と比較して 67,466 千円（9.5%）減少し 641,608 千円となりました。これは、長期借入金の減少 60,000 千円、資産除去債務の減少 7,138 千円、長期リース債務の減少 1,374 千円、退職給付引当金の増加 1,046 千円によるものであります。

（純資産）

純資産は前事業年度と比較して 100,743 千円（19.8%）減少し 407,831 千円となりました。これは当期純損失 100,743 千円の計上によるものであります。

（3）経営成績の分析

① 売上高

売上高は前事業年度と比較して 114,258 千円（11.2%）減少し 903,083 千円となりました。これは主に、碧国際通り牧志店の閉店による売上の減少と、とりひろ那覇松山店の閉店後、しゃぶしゃぶ紺おもろまち店として新装開店するまでの準備期間中に営業ロスが発生したことによるものであります。

② 売上原価

売上原価は前事業年度と比較して 35,744 千円（6.5%）減少し 511,322 千円となりました。これは主に、減収に伴う仕入原価の減少によるものであります。

③ 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は前事業年度と比較して 5,191 千円（1.3%）増加し 415,435 千円となりました。これは主に、従業員の人件費増加によるものであります。

④ 営業利益又は営業損失

①～③の結果、営業損失は 23,674 千円（前事業年度は 60,031 千円の営業利益）となりました。なお、売上高営業利益率は前期を 8.5 ポイント下回る △2.6%となりました。

⑤ 営業外損益

営業外収益は前事業年度と比較して 815 千円（54.3%）増加し 2,315 千円となりました。営業外収益の主なもの、保険解約による返戻金 677 千円、保険金収入 563 千円、補助金収入 300 千円であります。また、

営業外費用は前事業年度と比較して1,942千円(22.7%)減少し6,602千円となりました。営業外費用の主なものは、支払利息5,283千円、保険解約損564千円であります。

⑥ 経常利益又は経常損失

④～⑤の結果、経常損失は27,962千円(前事業年度は52,986千円の経常利益)となりました。なお、売上高経常利益率は前期を8.3ポイント下回る△3.1%となりました。

⑦ 特別損益

特別利益は前事業年度と比較して2,649千円増加し2,704千円となりました。特別損失は前事業年度と比較して24,377千円減少し25,646千円となりました。特別損失の主なものは、固定資産除却損24,640千円であります。

⑧ 法人税等

法人税、住民税及び事業税を588千円、法人税等調整額を49,251千円それぞれ計上し、法人税等合計は、前事業年度から50,685千円増加の49,839千円となりました。

⑨ 当期純利益又は当期純損失

⑥～⑧の結果、当期純損失は100,743千円(前事業年度は3,862千円の当期純利益)となりました。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資の総額は、6,683千円（無形固定資産含む。）であります。その主なものは次のとおりであります。なおセグメント別の記載はしていません。

・建物附属設備	3,234千円
・工具、器具及び備品	3,448千円

2 【主要な設備の状況】

2019年9月30日現在

事業所名 (所在地)	事業内容	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	土地 (面積㎡)	工具、器具 及び備品	その他	合計	
本社 (沖縄県那覇市)	—	本社設備	307,358	353,554 (1,377.32) [—]	4,122	6,619	671,654	10
碧 東町本店 (沖縄県那覇市)	レストラン 事業	直営店舗	42,610	— (211.06) [—]	2,412	—	45,023	14
碧 国際通り 牧志店 (沖縄県那覇市)	レストラン 事業	直営店舗	—	— (—) [147.76]	—	—	—	—
碧 国際通り 松尾店 (沖縄県那覇市)	レストラン 事業	直営店舗	11,184	— (—) [148.89]	1,027	0	12,212	14
碧 銀座三越店 (東京都中央区)	レストラン 事業	直営店舗	18,108	— (—) [149.72]	946	—	19,055	12
碧 うめきた店 (大阪市北区)	レストラン 事業	直営店舗	—	— (—) [166.41]	—	—	—	12
紺 東町本店 (沖縄県那覇市)	レストラン 事業	直営店舗	42,982	— (229.67) [—]	1,389	—	44,371	7
紺 おもろまち店 (沖縄県那覇市)	レストラン 事業	直営店舗	3,019	— (—) [641.94]	1,372	—	4,392	7
合計	—	—	425,264	353,554 (1,818.05) [1,254.72]	11,271	6,619	796,710	76

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 建物及び土地の一部を賃借しております。年間賃借料は94,374千円であります。なお、賃借している土地の面積は[]で外書きしております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2019年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2019年12月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内 容
普通株式	2,160,000	1,570,000	590,000	590,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,160,000	1,570,000	590,000	590,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2013年2月22日(注)	584,100	590,000	—	55,000	—	25,000

(注) 2013年1月9日の取締役会決議に基づき、2013年2月22日に実行された1:100の株式分割による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

2019年9月30日現在

区 分	株式の状況（1単元の株式数 100 株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	—	—	7	—	—	111	118	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	220	—	—	5,680	5,900	—
所有株式数 の割合（%）	—	—	—	3.7	—	—	96.3	100	—

(7) 【大株主の状況】

2019年9月30日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数 （株）	株式総数に対す る所有株式数の 割合（%）
奥間 弘子	沖縄県那覇市	270,000	45.76
西里 弘一	沖縄県宜野湾市	270,000	45.76
株式会社ミーティッジ	沖縄県那覇市字天久 1193-8	8,000	1.35
有限会社アクシス	沖縄県那覇市銘苅 1 丁目 2-1	6,700	1.13
株式会社東洋	三重県四日市市富田 2 丁目 8-23	4,100	0.69
忍田 章彦	愛知県名古屋市名東区	3,800	0.64
行村 浩章	山口県下関市	1,200	0.20
川端 義光	和歌山県有田郡湯浅町	1,200	0.20
株式会社丸市ミート	沖縄県浦添市西洲 2 丁目 9-3	1,000	0.16
瑞泉酒造株式会社	沖縄県那覇市首里崎山町 1 丁目 35	1,000	0.16
有限会社ロベルト商事	沖縄県那覇市辻 1 丁目 10-1	1,000	0.16
合計		568,000	96.27

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年9月30日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 590,000	5,900	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	590,000	—	—
総株主の議決権	—	5,900	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識している一方、今後の成長に向けた設備投資を機動的に行うため、また経営基盤の安定化を図るため内部留保の確保も企業価値向上のため必要であると考えており、内部留保資金につきましては、今後の事業拡大に活用していく所存であります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきました。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第16期	第17期	第18期
決算年月	2017年9月	2018年9月	2019年9月
最高(円)	1,150	1,200	1,500
最低(円)	1,000	1,000	1,200

(注) 当社は2013年6月4日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場いたしました。最高・最低株価は、同市場における取引価格であります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2019年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,300	—	1,500	—	—	—
最低(円)	1,250	—	1,300	—	—	—

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

2 2019年5月、7月、8月、9月については売買実績がありません。

5 【役員の状況】

男性 4 名 女性 3 名 （役員のうち女性の比率 42.8%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	奥間 弘子	1947 年 7 月 29 日	1967 年 4 月 沖縄工業商事株式会社入社 1973 年 9 月 株式会社共栄ミート入社 1987 年 4 月 神谷会計事務所入所 1999 年 6 月 鉄板焼ステーキレストラン 碧 開業 2001 年 10 月 有限会社碧設立専務取締役 就任 2005 年 9 月 株式会社碧専務取締役 就任 運営部長を担当 2016 年 11 月 同社代表取締役 就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	270,000
常務取締役	経営企画 部長	又吉 日登志	1960 年 3 月 30 日	1984 年 4 月 株式会社沖縄銀行入行 2015 年 4 月 株式会社碧出向 2017 年 11 月 株式会社沖縄銀行退職 2017 年 12 月 同社取締役 就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	—
取締役	総料理長	上地 秀一	1974 年 3 月 28 日	1993 年 5 月 沖縄県株式会社 A & W 古波蔵店入社 1995 年 11 月 沖縄県割烹やま川入社 2000 年 4 月 沖縄県ホテルスポーツロッジ糸満入社 2004 年 8 月 株式会社碧入社 2008 年 8 月 同社執行役員料理長 就任 2016 年 12 月 同社取締役 就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	700
取締役	運営課長	金城 智子	1983 年 12 月 16 日	1999 年 8 月 鉄板焼ステーキレストラン 碧 アルバイト入社 2003 年 4 月 沖縄大学入学 2005 年 3 月 沖縄大学中退 2012 年 10 月 株式会社碧 正社員へ登用 2014 年 4 月 同社統括トレーナー 就任 2016 年 12 月 同社店舗運営課長 就任 (現任) 2019 年 12 月 同社取締役 就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	—
取締役		上原 トミ子	1947 年 4 月 9 日	1976 年 3 月 株式会社東恩納組入社 1997 年 5 月 金秀建設株式会社入社 2005 年 9 月 株式会社碧監査役 就任 2007 年 4 月 株式会社壺川ビル管理入社 2009 年 4 月 金秀グリーン株式会社入社 2009 年 12 月 株式会社碧取締役 就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	700
取締役		浅井 道雄	1967 年 3 月 14 日	1993 年 10 月 監査法人 トーマツ (現有限責任監査法人 トーマツ) 入社 1997 年 10 月 プライスウォーターハウス・クーパー ス上海オフィス入社 2000 年 1 月 浅井公認会計士・税理士事務所 開業所長 (現任) 2013 年 12 月 株式会社碧取締役 就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	—
監査役		屋宜 栄康	1952 年 7 月 11 日	1972 年 4 月 株式会社沖縄銀行入行 1998 年 7 月 同行国場支店長 2003 年 7 月 同行営業統括部部長代理 2011 年 12 月 同行経営監査部検査役 2017 年 7 月 同行退職 2017 年 10 月 美ら島債権回収株式会社入社 2018 年 11 月 同社退職現在に至る 2018 年 12 月 株式会社碧監査役 就任 (現任)	(注) 2	(注) 3	—
計							271,400

(注) 1. 取締役の任期は、2019 年 9 月期に係る定時株主総会終結の時から 2020 年 9 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

2. 監査役の任期は、2018 年 9 月期に係る定時株主総会終結の時から 2022 年 9 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2019 年 9 月期における役員報酬の総額は 53,490 千円を支給しております。
4. 取締役 上原トミ子氏及び浅井道雄氏は、社外取締役であります。
5. 監査役 屋宜栄康氏は、社外監査役であります。
6. 取締役 金城智子は、代表取締役 奥間弘子の次女であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は企業理念である「お客さまに満足感をご提供する」ことを事業活動における最も重要な目的に位置づけております。またそれを実践することにより会社が発展し、継続的に企業価値を高めることができると考えており、その結果、株主の皆様を始めとする各ステークホルダーへの責任に応えることができると考えております。

企業理念を実現するために当社は、事業環境の変化に迅速に対応できる効率的な組織体制や諸制度を整備するとともに、経営における透明性の向上や監視機能強化の観点から、株主や投資家に対する的確な情報開示に取り組むことが、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題のひとつとして位置づけております。当社は、公正かつ効率的な経営に取り組むにあたり、コーポレート・ガバナンスが重要な課題であると認識しております。そのため、経営の意思決定の内容及び過程を明確にし、利害関係者の意思や利益を適切に反映し株主から信頼される経営を目指しております。

②コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

当社の取締役会は、2019年12月27日現在6名で構成し、会社法で定められた取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務遂行の状況を逐次監督しております。また情報開示体制については、担当J-Adviserの指導を随時受けながら、経営情報の迅速な開示を目的として、株主及び投資家に対して決算データ等の情報開示に努めております。

1) 取締役会

取締役会は取締役6名で構成されており、経営方針、業務の意思決定を行い、取締役の職務執行を取り締まる機関と位置づけ、運営されております。原則として毎月1回開催される他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、監査役が取締役会に出席し適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

2) 監査役

当社は監査役制度を採用しております。監査役は取締役会やその他社内会議に出席し、取締役の業務執行を監督するとともに、リスク管理・コンプライアンスを監視できる体制をとっております。また、代表取締役と定期的に会合を持ち、問題点を報告しております。監査法人とは監査方針について意見交換を行い、監査の方法や結果について定期的に監査法人より報告を受けております。

3) 内部監査

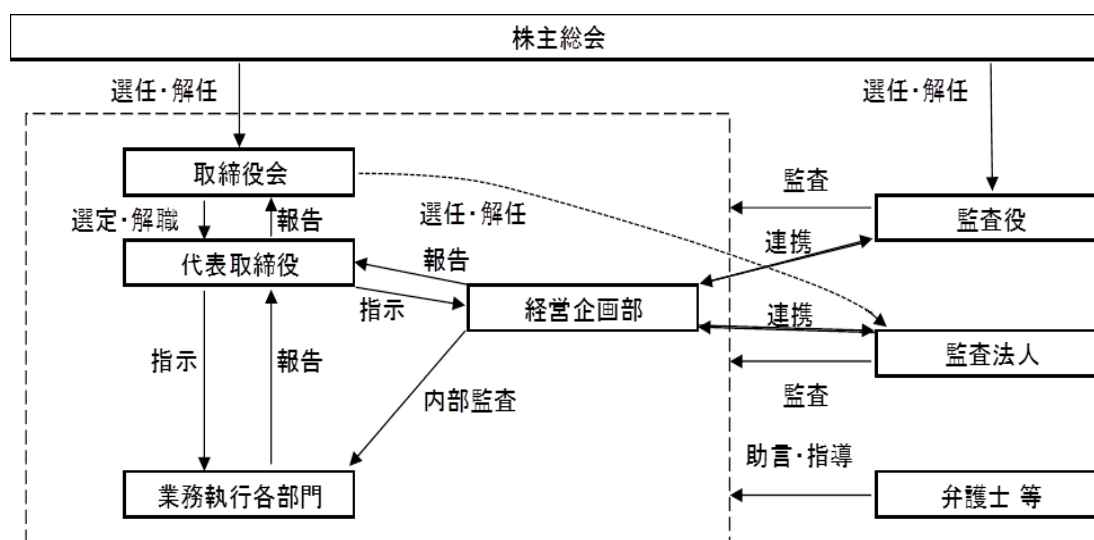
当社は業務改善を推進するため、経営企画部が被監査部門から独立した内部監査担当者1名を指名し、社長の指示により各部門の内部監査を実施しております。

4) 会計監査

当社は如水監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2019年9月期において監査を執行した公認会計士は松岡将史氏、飯村光敏氏の2名であり、継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名その他1名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



③内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 当社は企業理念として「碧の理念」を定めており、これを具現化するための経営指針、行動指針を定め、役職員全員で共有し、実践します。
- 当社の役員・使用人は、法令・定款の遵守を徹底するため、企業倫理の徹底に向けた社内教育を実施します。
- 当社の役員・使用人は、当社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、経営企画部長に報告するものとします。経営企画部長は、当該報告された事実についての調査を指揮・監督し、代表取締役と協議のうえ必要と認める場合適切な対策を決定します。
- 代表取締役は経営企画部長に命じた上で内部監査担当者を選任し、これを直轄しております。内部監査担当者は、経営企画部長の指示に基づき業務執行状況の内部監査を行います。
- 当社の役員・使用人は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報に関して、文書管理規程、取締役会規程等に従い、文書又は電磁的方法により記録を作成し、適切に保存及び管理（廃棄を含む）を行います。
- 取締役の職務執行情報に関して、監査役又は監査役を補助する使用人が閲覧を求めた場合、担当取締役は、速やかに当該情報・文書を閲覧に供します。

3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 取締役会を毎月1回定時開催するほか、必要に応じて随時開催します。そこで審議・決定された内容は、職務を執行する担当部門において速やかに実施します。
- 職務権限規程、職務分掌規程において、取締役・使用人の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、決裁に関わる規程を適宜見直し、適正かつ効率的な体制を確保します。
- 内部監査を担当する部門を「経営企画部」とし、各部門の業務執行の適正性や妥当性をモニタリングし、適時、代表取締役への報告を行います。
- 各種専門家等の第三者の関与を通じてコーポレート・ガバナンス体制の充実・強化を図ります。

4) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- 監査役は、取締役会のほか、重要な会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けます。また、取締役及び使用人は、下記に定める事項につき、直接、必要な報告を行います。
- 当社の内部統制システム構築に係る部門の活動状況

- ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- ・当社が保有する個人情報の管理状況
- ・その他、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実

5) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監査役は、重要な意思決定や業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、業務執行状況に関する文書を閲覧し、取締役又は使用人から説明を求めることができます。
- 監査役は、監査の実施にあたり、内部監査主幹部署である経営企画部や監査法人と意見交換を行い、連携を図ります。

④社外取締役及び社外監査役との関係について

当社では社外取締役2名を選任しておりますが、うち1名の取締役が当社株式の一部を保有しているほか、当社との人的関係・資本的关系・取引関係又はその他の利害関係は一切ありません。他社勤務の経験を持っていることから、当社にとっても貴重な提言を頂いているものと考えております。

当社では社外監査役1名を選任しておりますが、当社との人的関係・資本的关系・取引関係又はその他の利害関係は一切ありません。当社の社外監査役は、取締役会に出席し中立の立場から客観的な意見を述べるとともに、年数回事業場往査にも立ち会うなど、内部統制システム構築状況及び運用状況を監視し、問題点の検討をすることとしております。社外監査役の選任に関して、豊富な金融業務経験からの知見より適正な監査と助言が期待できます。

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金20万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑤取締役及び監査役の定数について

取締役は10名以内、監査役は3名以内とする旨を定款に定めております。

⑥取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑦株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑧中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑨自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

当事業年度	
監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
3,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針は定めておりませんが、監査日数等を勘案し、監査役の同意を得て決定しております。

第6 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第 3 項で認められる会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、事業年度(2018 年 10 月 1 日から 2019 年 9 月 30 日まで)の財務諸表について、如水監査法人の監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適切に把握し、変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人との連携や各種セミナー等への積極的な参加を行っております。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年9月30日)	当事業年度 (2019年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	310,034	225,651
預け金	25,916	22,796
売掛金	17,404	14,192
商品及び製品	1,708	1,534
原材料及び貯蔵品	11,203	12,509
前払費用	7,945	6,986
その他	8,992	7,825
流動資産合計	383,205	291,496
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	※2 472,916	※2 425,264
構築物(純額)	5,820	5,058
車両運搬具(純額)	3,382	1,560
工具、器具及び備品(純額)	13,877	11,271
土地	※2 353,554	※2 353,554
有形固定資産合計	※1 849,552	※1 796,710
無形固定資産		
ソフトウェア	3,733	1,272
電話加入権	28	28
無形固定資産合計	3,762	1,301
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
長期貸付金	1,401	761
保険積立金	26,668	35,717
長期前払費用	904	510
敷金・保証金	59,991	60,233
繰延税金資産	51,055	1,804
投資その他の資産合計	140,022	99,027
固定資産合計	993,336	897,039
資産合計	1,376,542	1,188,535

(単位：千円)

	前事業年度 (2018 年 9 月 30 日)	当事業年度 (2019 年 9 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	21,265	16,038
一年内返済予定の長期借入金	※2 60,000	※2 60,000
リース債務	2,477	1,374
未払金	16,670	13,631
未払費用	33,320	31,534
未払法人税等	292	292
未払消費税等	5,837	3,460
賞与引当金	11,737	9,385
設備未払金	216	—
その他	7,074	3,379
流動負債合計	158,891	139,095
固定負債		
長期借入金	※2 660,000	※2 600,000
リース債務	1,374	—
退職給付引当金	11,571	12,618
資産除去債務	36,128	28,990
固定負債合計	709,075	641,608
負債合計	867,966	780,704

(単位：千円)

	前事業年度 (2018 年 9 月 30 日)	当事業年度 (2019 年 9 月 30 日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	55,000	55,000
資本剰余金		
資本準備金	25,000	25,000
資本剰余金合計	25,000	25,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	428,575	327,831
利益剰余金合計	428,575	327,831
株主資本合計	508,575	407,831
純資産合計	508,575	407,831
負債純資産合計	1,376,542	1,188,535

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017 年 10 月 1 日 至 2018 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2018 年 10 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)
売上高	1,017,342	903,083
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	1,576	1,708
当期商品仕入高	36,629	31,767
当期製品製造原価	510,569	479,381
合計	548,775	512,856
商品及び製品期末たな卸高	1,708	1,534
商品及び製品売上原価	547,066	511,322
売上総利益	470,276	391,761
販売費及び一般管理費	※1 410,244	※1 415,435
営業利益又は営業損失 (△)	60,031	△23,674
営業外収益		
受取利息	57	43
受取賃貸料	78	69
補助金収入	1,073	300
受取保険金	—	563
保険料解約返戻金	—	677
その他	290	660
営業外収益合計	1,500	2,315
営業外費用		
支払利息	5,753	5,283
支払手数料	597	532
保険解約損	1,501	564
その他	692	222
営業外費用合計	8,545	6,602
経常利益又は経常損失 (△)	52,986	△27,962
特別利益		
固定資産売却益	※3 45	※3 489
投資有価証券売却益	9	—
資産除去債務戻入益	—	2,214
特別利益合計	55	2,704
特別損失		
固定資産除却損	※4 2	※4 24,640
役員退職金	—	300
減損損失	※2 50,021	※2 705
特別損失合計	50,024	25,646
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	3,017	△50,904
法人税、住民税及び事業税	11,062	588
法人税等調整額	△11,908	49,251
法人税等合計	△845	49,839
当期純利益又は当期純損失 (△)	3,862	△100,743

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2017 年 10 月 1 日 至 2018 年 9 月 30 日)		当事業年度 (自 2018 年 10 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費	※ 1	218,899	42.9	196,277	40.9
II 労務費		261,384	51.2	254,702	53.1
III 経費		30,285	5.9	28,401	5.9
当期総製造費用		510,569	100.0	479,381	100.0
仕掛品期首たな卸高		—		—	
合計		510,569		479,381	
仕掛品期末たな卸高		—		—	
当期製品製造原価		510,569		479,381	

(注) ※ 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
水道光熱費	24,712	23,717
減価償却費	3,972	2,882

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算であります。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017 年 10 月 1 日 至 2018 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主 資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越 利益 剰余金			
当期首残高	55,000	25,000	25,000	424,712	424,712	504,712	504,712
当期変動額							
当期純利益				3,862	3,862	3,862	3,862
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)							—
当期変動額合計	—	—	—	3,862	3,862	3,862	3,862
当期末残高	55,000	25,000	25,000	428,575	428,575	508,575	508,575

当事業年度（自 2018 年 10 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主 資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	55,000	25,000	25,000	428,575	428,575	508,575	508,575
当期変動額							
当期純損失（△）				△100,743	△100,743	△100,743	△100,743
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)							—
当期変動額合計	—	—	—	△100,743	△100,743	△100,743	△100,743
当期末残高	55,000	25,000	25,000	327,831	327,831	407,831	407,831

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017 年 10 月 1 日 至 2018 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2018 年 10 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	3,017	△50,904
減価償却費	44,634	35,713
減損損失	50,021	705
資産除去債務戻入益	—	△2,214
投資有価証券売却益	△9	—
固定資産売却益	△45	△489
固定資産除却損	2	24,640
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	1,342	1,046
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,156	△2,352
受取利息及び受取配当金	△57	△43
補助金収入	△1,073	△300
支払利息	5,753	5,283
保険料解約返戻金	—	△677
受取保険金	—	△563
売上債権の増減額 (△は増加)	△737	3,212
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,048	△1,132
仕入債務の増減額 (△は減少)	△674	△5,227
未払費用の増減額 (△は減少)	1,207	△1,704
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△8,310	△2,376
未払金の増減額 (△は減少)	130	△1,496
その他	△12,045	△12,038
小計	83,262	△10,921
利息及び配当金の受取額	57	43
利息の支払額	△5,798	△5,363
補助金収入	1,073	300
保険解約による収入	—	677
保険金の受取額	—	563
法人税等の支払額	△41,537	△63
営業活動によるキャッシュ・フロー	37,057	△14,763
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	10	—
有形固定資産の売却による収入	60	—
有形固定資産の取得による支出	△6,051	△6,899
敷金の差入による支出	△4,161	△242
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,143	△7,141

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017 年 10 月 1 日 至 2018 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2018 年 10 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△60,000	△60,000
リース債務の返済による支出	△2,477	△2,477
長期未払金の返済による支出	△1,145	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△63,623	△62,477
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△36,709	△84,383
現金及び現金同等物の期首残高	346,744	310,034
現金及び現金同等物の期末残高	※ 310,034	※ 225,651

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

其他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品・原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 8～50 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5 年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員に対する退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると見込まれる額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から 3 ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第 28 号 2018 年 2 月 16 日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」4,036 千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」51,055 千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。

（未適用の会計基準等）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2018年9月30日)		当事業年度 (2019年9月30日)	
※1	有形固定資産の減価償却累計額 257,613 千円	※1	有形固定資産の減価償却累計額 279,906 千円
※2	担保に供している資産並びに担保付債務は、次のとおりであります。 建物 411,091 千円 土地 353,554 千円 上記に対応する債務 長期借入金 720,000 千円	※2	担保に供している資産並びに担保付債務は、次のとおりであります。 建物 392,951 千円 土地 353,554 千円 上記に対応する債務 長期借入金 660,000 千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)		当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)																																	
※1	販売費に属する費用のおおよその割合は8.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は92.0%であります。 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 52,635 千円 給与手当 44,383 千円 賞与引当金繰入額 3,391 千円 減価償却費 40,661 千円 地代家賃 101,205 千円 カード手数料 23,670 千円	※1	販売費に属する費用のおおよその割合は9.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は91.0%であります。 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 53,490 千円 給与手当 61,837 千円 賞与引当金繰入額 3,032 千円 減価償却費 32,830 千円 地代家賃 100,984 千円 カード手数料 22,023 千円																																
※2	減損損失 当事業年度において、当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。 (1)減損を認識した資産 「碧」うめきた店 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th><th>減損損失</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府 大阪市</td><td>店舗 設備</td><td>建物 工具、 器具及 び備品</td><td>48,139 千円 1,189 千円</td></tr> </tbody> </table> 「とりひろ」那覇松山店 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th><th>減損損失</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄県 那覇市</td><td>店舗 設備</td><td>工具、 器具及 び備品</td><td>691 千円</td></tr> </tbody> </table> (2)減損損失を認識するに至った経緯 「碧」うめきた店及び「とりひろ」那覇松山店は、営業損失の計上が継続しており、かつ業績好転の見通しがたたないため、店舗設備の帳簿価額について、減損損失を認識しております。	場所	用途	種類	減損損失	大阪府 大阪市	店舗 設備	建物 工具、 器具及 び備品	48,139 千円 1,189 千円	場所	用途	種類	減損損失	沖縄県 那覇市	店舗 設備	工具、 器具及 び備品	691 千円	※2	減損損失 当事業年度において、当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。 (1)減損を認識した資産 「碧」うめきた店 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th><th>減損損失</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府 大阪市</td><td>店舗 設備</td><td>工具、 器具及 び備品</td><td>644 千円</td></tr> </tbody> </table> 「とりひろ」那覇松山店 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th><th>減損損失</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄県 那覇市</td><td>店舗 設備</td><td>工具、 器具及 び備品</td><td>61 千円</td></tr> </tbody> </table> (2)減損損失を認識するに至った経緯 「碧」うめきた店及び「とりひろ」那覇松山店は、営業損失の計上が継続しており、かつ業績好転の見通しがたたないため、店舗設備	場所	用途	種類	減損損失	大阪府 大阪市	店舗 設備	工具、 器具及 び備品	644 千円	場所	用途	種類	減損損失	沖縄県 那覇市	店舗 設備	工具、 器具及 び備品	61 千円
場所	用途	種類	減損損失																																
大阪府 大阪市	店舗 設備	建物 工具、 器具及 び備品	48,139 千円 1,189 千円																																
場所	用途	種類	減損損失																																
沖縄県 那覇市	店舗 設備	工具、 器具及 び備品	691 千円																																
場所	用途	種類	減損損失																																
大阪府 大阪市	店舗 設備	工具、 器具及 び備品	644 千円																																
場所	用途	種類	減損損失																																
沖縄県 那覇市	店舗 設備	工具、 器具及 び備品	61 千円																																

(3)資産のグルーピングの方法 当社は、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎としたグルーピングをしています。 (4)回収可能価額の算定方法 回収可能価額がありませんので、帳簿価額の全額を減損損失としております。	の帳簿価額について、減損損失を認識しております。 (3)資産のグルーピングの方法 当社は、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎としたグルーピングをしています。 (4)回収可能価額の算定方法 回収可能価額がありませんので、帳簿価額の全額を減損損失としております。
※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。 車両運搬具 45 千円	※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。 車両運搬具 489 千円
※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。 工具、器具及び備品 2 千円	※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。 建物 24,426 千円 工具、器具及び備品 213 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017 年 10 月 1 日 至 2018 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式 普通株式	590,000	—	—	590,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018 年 10 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式 普通株式	590,000	—	—	590,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017 年 10 月 1 日 至 2018 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2018 年 10 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)
現金及び預金勘定	310,034 千円	225,651 千円
預入期間が 3 ヶ月超の定期預金	— 千円	— 千円
現金及び現金同等物	310,034 千円	225,651 千円

(リース取引関係)

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

無形固定資産 ソフトウェアであります。

2. リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(金融商品関係)

前事業年度（自 2017 年 10 月 1 日 至 2018 年 9 月 30 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブ等の投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1 年以内の支払期日であります。借入金及びリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係る管理体制

①信用リスク

当社は、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券である株式は、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品と時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018 年 9 月 30 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	310,034	310,034	—
(2) 売掛金	17,404	17,404	—
資産計	327,439	327,439	—
(1) 買掛金	21,265	21,265	—
(2) 未払金	16,670	16,670	—
(3) 長期借入金(一年内返済予定の長期 借入金含む)	720,000	720,000	—
(4) リース債務(一年内返済予定のリース 債務含む)	3,852	3,827	△24
負債計	761,788	761,763	△24

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（一年内返済予定の長期借入金含む）、(4) リース債務（一年内返済予定のリース債務含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	307,202	—	—	—
売掛金	17,404	—	—	—
合計	324,606	—	—	—

(注3) 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	420,000
リース債務	2,477	1,374	—	—	—	—
合計	62,477	61,374	60,000	60,000	60,000	420,000

当事業年度（自 2018 年 10 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブ等の投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1 年以内の支払期日であります。借入金及びリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係る管理体制

①信用リスク

当社は、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券である株式は、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品と時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019 年 9 月 30 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	225,651	225,651	—
(2) 売掛金	14,192	14,192	—
資産計	239,844	239,844	—
(1) 買掛金	16,038	16,038	—
(2) 未払金	13,631	13,631	—
(3) 長期借入金(一年内返済予定の長期 借入金含む)	660,000	660,000	—
(4) リース債務(一年内返済予定のリース 債務含む)	1,374	1,370	△4
負債計	691,043	691,039	△4

(注 1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（一年内返済予定の長期借入金含む）、(4) リース債務（一年内返済予定のリース債務含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	222,269	—	—	—
売掛金	14,192	—	—	—
合計	236,462	—	—	—

（注3） 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	360,000
リース債務	1,374	—	—	—	—	—
合計	61,374	60,000	60,000	60,000	60,000	360,000

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2018年9月30日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	0	0	—
(2) 債券	—	—	—
小計	0	0	—
合計	0	0	—

当事業年度(2019年9月30日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	0	0	—
(2) 債券	—	—	—
小計	0	0	—
合計	0	0	—

2. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について減損処理を行っておりません。

当事業年度において、有価証券について減損処理を行っておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2017 年 10 月 1 日 至 2018 年 9 月 30 日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
債券	10	9	—
合計	10	9	—

当事業年度(自 2018 年 10 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)

当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(2018 年 9 月 30 日)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

当事業年度(2019 年 9 月 30 日)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度を採用しております。なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法（期末要支給額の100%計上）により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2017 年 10 月 1 日 至 2018 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2018 年 10 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)
退職給付引当金の期首残高	10,229 千円	11,571 千円
退職給付費用	4,046 千円	2,478 千円
退職給付の支払額	△2,703 千円	△1,432 千円
退職給付引当金の期末残高	11,571 千円	12,618 千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2018 年 9 月 30 日)	当事業年度 (2019 年 9 月 30 日)
非積立型制度の退職給付債務	11,571 千円	12,618 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	11,571 千円	12,618 千円
退職給付引当金	11,571 千円	12,618 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	11,571 千円	12,618 千円

(3) 退職給付費用

	前事業年度 (自 2017 年 10 月 1 日 至 2018 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2018 年 10 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)
簡便法で計算した退職給付費用	4,046 千円	2,478 千円

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

該当事項はありません。

3. スtock・オプションの公正な評価単価見積方法

当事業年度において、付与されたストック・オプションはありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年9月30日)	当事業年度 (2019年9月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注) 2	— 千円	18,353 千円
退職給付引当金	3,905 千円	4,258 千円
賞与引当金	3,442 千円	2,746 千円
投資有価証券評価損	6 千円	6 千円
資産除去債務	12,193 千円	9,784 千円
一括償却資産否認分	354 千円	359 千円
減損損失	32,380 千円	33,853 千円
その他	960 千円	836 千円
繰延税金資産小計	53,243 千円	70,199 千円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(注) 2	— 千円	△18,176 千円
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	— 千円	△48,068 千円
評価性引当額小計(注) 1	— 千円	△66,244 千円
繰延税金資産合計	53,243 千円	3,954 千円
繰延税金負債		
未収還付法人事業税	△311 千円	△572 千円
資産除去債務に対応する除去費用	△1,876 千円	△1,577 千円
繰延税金負債合計	△2,187 千円	△2,149 千円
繰延税金資産純額	51,055 千円	1,804 千円

(注) 1. 評価性引当額が△66,244 千円増加しております。この増加の内容は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2019年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (a)	—	—	—	—	—	18,353	18,353
評価性引当額	—	—	—	—	—	18,176	18,176
繰延税金資産(b)	—	—	—	—	—	177	177

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金 18,353 千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産 177 千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2019年9月期に税引前当期純損失を 50,904 千円計上したことにより生じたものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年9月30日)	当事業年度 (2019年9月30日)
法定実効税率 (調整)	33.7%	
住民税均等割り	19.4%	当事業年度については、税引前当期純損失50,904千円を計上しているため記載を省略しております。
税額控除	△59.1%	
中小企業等の軽減税率	△26.3%	
その他	4.3%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△28.0%	

(持分法損益等)

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

当社には関係会社が存在しないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

当社には関係会社が存在しないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

店舗施設等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を取得資産の耐用年数等に基づいて見積もり、割引率は国債の利率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
期首残高	35,808 千円	36,128 千円
原状回復工事に伴う取崩	— 千円	△7,454 千円
時の経過による調整額	319 千円	316 千円
期末残高	36,128 千円	28,990 千円

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2017 年 10 月 1 日 至 2018 年 9 月 30 日）及び当事業年度（自 2018 年 10 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日）当社は、レストラン事業の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2017 年 10 月 1 日 至 2018 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の 90%を超えるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2018 年 10 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の 90%を超えるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2017 年 10 月 1 日 至 2018 年 9 月 30 日）

当社は、レストラン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当事業年度（自 2018 年 10 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日）

当社は、レストラン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2017 年 10 月 1 日 至 2018 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018 年 10 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2017 年 10 月 1 日 至 2018 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018 年 10 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2017 年 10 月 1 日 至 2018 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018 年 10 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2017 年 10 月 1 日 至 2018 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2018 年 10 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)
1株当たり純資産額	861.99 円	691.24 円
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額 (△)	6.55 円	△170.75 円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	— 円	— 円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017 年 10 月 1 日 至 2018 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2018 年 10 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額 (△)		
当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) (千円)	3,862	△100,743
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 又は普通株式に係る当期純損失金額 (△) (千円)	3,862	△100,743
期中平均株式数(株)	590,000	590,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の 100 分の 1 以下であるため、財務諸表等規則第 124 条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物(注)1,2	664,425	3,234	31,486	636,173	210,908	26,460	425,264
構築物	9,200	—	—	9,200	4,142	762	5,058
車両運搬具(注)2	8,935	—	3,012	5,923	4,362	894	1,560
工具、器具 及び備品(注)1,2,3	71,049	3,448	2,732 (705)	71,764	60,493	5,134	11,271
土地	353,554	—	—	353,554	—	—	353,554
有形固定資産計	1,107,165	6,683	37,231 (705)	1,076,616	279,906	33,251	796,710
無形固定資産							
ソフトウェア	13,705	—	—	13,705	12,433	2,461	1,272
電話加入権	28	—	—	28	—	—	28
無形固定資産計	13,734	—	—	13,734	12,433	2,461	1,301
長期前払費用	904	1,145	1,538	510	—	—	510

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物附属設備	店舗	3,234 千円
工具、器具及び備品	店舗	3,448 千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	店舗	15,261 千円
建物附属設備	店舗	9,164 千円
車両運搬具	本店	926 千円
工具、器具及び備品	店舗	919 千円

3. 「当期減少額」欄の()内は、内書で減損損失計上額であります。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
一年以内に返済予定の長期借入金	60,000	60,000	0.8	—
一年以内に返済予定のリース債務	2,477	1,374	—	—
長期借入金(一年以内に返済予定のものを除く)	660,000	600,000	0.8	2020年10月1日 ～2030年7月31日
リース債務(一年以内に返済予定のものを除く)	1,374	—	—	—
合計	723,852	661,374	—	—

- (注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。
2. 長期借入金(一年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	60,000	60,000	60,000	60,000

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	11,737	9,385	11,737	—	9,385

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	36,128	316	7,454	28,990

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	3,381
預金	
当座預金	5,033
普通預金	47,209
定期預金	170,000
別段預金	26
計	222,269
合計	225,651

② 売掛金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社全東信	8,183
株式会社おきぎんジェーシービー	2,220
名鉄観光サービス株式会社	1,546
株式会社ジェイティービー	672
沖縄ツーリスト株式会社	477
その他	1,091
合計	14,192

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A)+(D) 2 (B) 365
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	
17,404	373,065	376,277	14,192	96.4	15.5

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 商品

区分	金額(千円)
ドリンク類	1,534
合計	1,534

④ 原材料

区分	金額(千円)
牛・鶏肉・野菜類及び調味料	3,037
合計	3,037

⑤ 貯蔵品

区分	金額(千円)
グラス類	2,356
陶器類	2,039
その他	5,076
合計	9,471

⑥ 敷金

区分	金額(千円)
不動産関連	60,223
その他	10
合計	60,233

⑦ 買掛金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ミーティッジ	7,128
株式会社ミートコンパニオン	2,421
有限会社ロベルト商事	983
恵比寿屋青果	1,227
久米総合開発株式会社	1,145
その他	3,131
合計	16,038

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第 8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで		
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内		
基準日	9月30日		
株券の種類	—		
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日		
1単元の株式数	100株		
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	— — — — —		
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 無料		
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載することとしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 http://www.heki.co.jp/		
株主に対する特典	毎年9月30日現在の株主に対し、年1回、沖縄県在住の株主様へは当社御食事券を、それ以外在住の株主様へは図書カードを次の基準により贈呈いたします。		
	所有株式数	内容	有効期限
	1単元	2,000円分 (1,000円券 2枚)	当社御食事券 基準日の属する年の 12月～翌年12月31日 図書カード 日本図書普及株式会社規程 に準ずる
	2単元から4単元	3,000円分 (1,000円券 3枚)	
	5単元から10単元	4,000円分 (1,000円券 4枚)	
	11単元から50単元	5,000円分 (1,000円券 5枚)	
	51単元から100単元	6,000円分 (1,000円券 6枚)	
	101単元以上	7,000円分 (1,000円券 7枚)	

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年12月27日

株式会社碧
取締役会 御中

如水監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松岡 将史 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 飯村 光敏 印

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社碧の2018年10月1日から2019年9月30日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社碧の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。